



KONICA MINOLTA

一般事業主行動計画の公表について

当社は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を公表します。

次世代育成支援対策法とは

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、2005年4月1日から集中的かつ、計画的に取り組んでいくためにつくられた法律です。

一般事業主行動計画とは

企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うため、または女性労働者の活躍推進の取り組みを着実に前進させるために策定する計画です。

コニカミノルタ静岡株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 R6年 4月 1日～ R9年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：多目的スペースを社員の体調不良の際の休憩や、子供を預けることができない日に子供と一緒に仕事ができる個室スペースとして整備する

- <対策>
- R6年4月～ パパ・ママワークスペースとして環境を整備する
 - R6年4月～ 社員へ多目的スペースを体調不良の社員や子供連れ社員優先使用の案内・周知をする

目標2：育児目的休暇取得促進を図る

- <対策>
- R7年4月～ 制度の内容等について社内イントラ・メールなどで周知
 - R7年4月～ 男性の子育て目的の休暇取得促進をメール等で行う